

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年8月27日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年8月27日（金）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

社会福祉課 村越課長、石田主査

3 件名

白井市第2次地域福祉計画の中間見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・計画の見直しに当たり市民参加は得られるか。
→審議会における市民委員の参画や、パブリックコメントにおける意見聴取を行う。

・計画書「V地域福祉に関する施策」についても、包括的な支援体制づくりの内容を追加するという事か。
→追加する。

（指示）

- ・市民からの意見をできる限り反映させること。
- ・新型コロナウイルス感染症との共存に関する事項を記載すること。
- ・SDGsのアイコン設置場所について他計画との整合を図ること。
- ・SDGsの具体的な取組を施策ごとに記載すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 社会福祉課

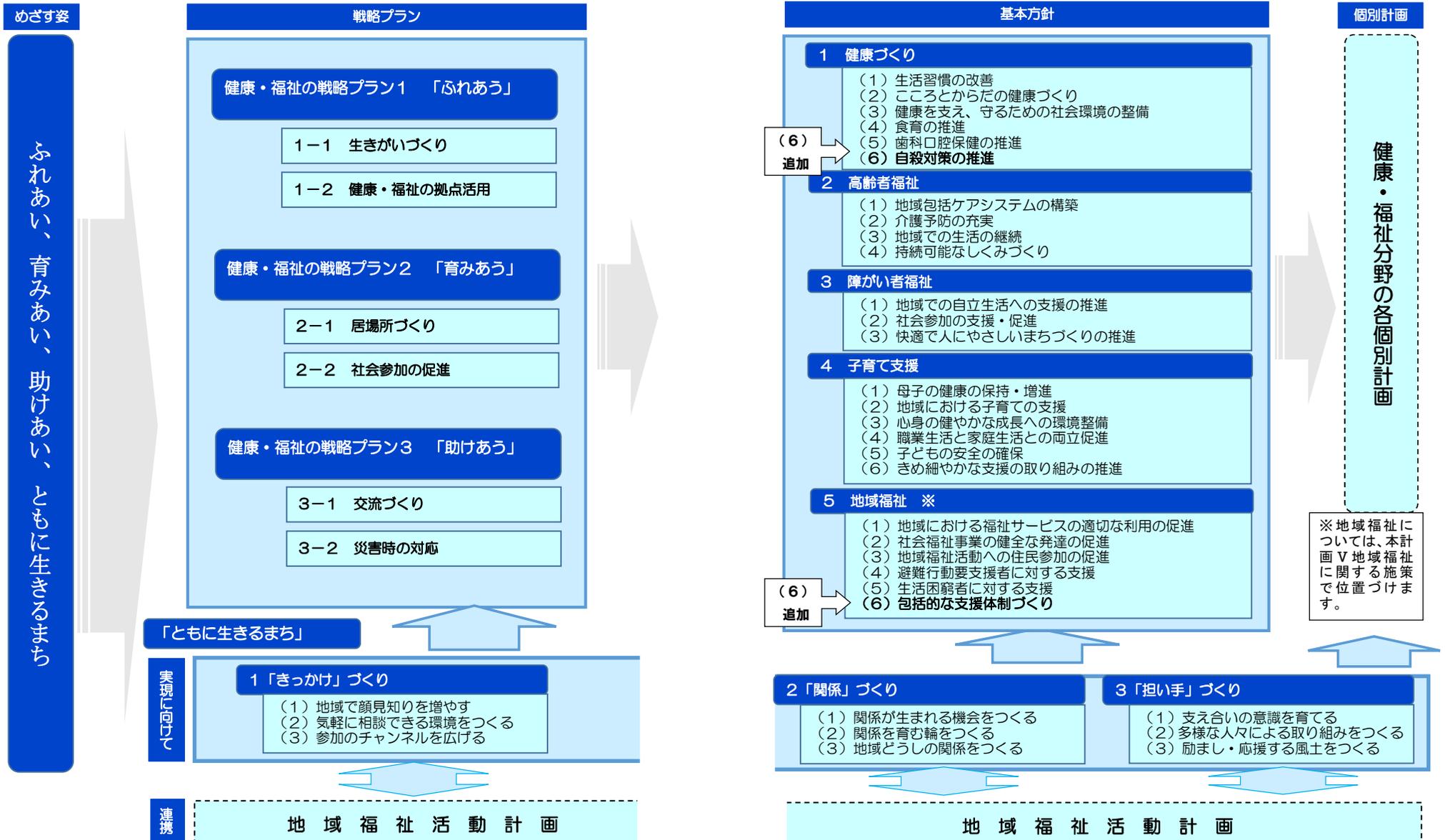
件名	白井市第2次地域福祉計画の中間見直しについて								
現状・課題	<p>白井市第2次地域福祉計画は、平成29年度から令和7年度の9年間の計画として健康福祉関連の基幹計画としての位置付けのもとで取組を進めている。</p> <p>令和2年度に計画の中間見直しを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症蔓延により、中間見直しを1年延期することとした。</p> <p>計画策定から5年が経過する中で、めざす姿に向けて着実に取組を推進するほか、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法により、地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備が求められている。</p> <p>また、本計画策定後に健康福祉関連の個別計画の策定・改定により生じた新たな課題について、本計画との整合を図る必要がある。</p>								
付議事案	目的	計画の中間見直しに当たり、地域共生社会の実現を目指すための包括的な支援体制づくりに関する事項を新たに位置付け、各個別計画との整合を図る。							
	対応方策	<p>以下①、②を踏まえ、令和3年度に白井市第2次地域福祉計画の中間見直しを行う。</p> <p>①改正社会福祉法等の趣旨を踏まえ「包括的な支援体制づくり」に関する事項を、計画の体系と基本方針の「IV-5 地域福祉」に追加する。</p> <p>②本計画策定後に策定した自殺対策計画について、計画の体系と基本方針の「IV-1 健康づくり」に追加する。</p>							
論点(決定を要する事項)	計画の中間見直しにおける計画の体系及び基本方針の決定について								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【地域福祉計画策定等委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正社会福祉法で新たに計画に盛り込むべき事項とされた「包括的な支援体制づくり」に関する事項及び平成30年度に策定した「自殺対策計画」に関する事項を、地域福祉計画の体系および基本方針に盛り込むことについて了承を得た。 <p>【福祉部・健康子ども部課長会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の体系及び基本方針に関する方向性、計画に位置づく各個別計画との整合について了承を得た。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度が計画終了年度となっている第4次地域福祉活動計画(H29～R3)は、第2次地域福祉計画の中間見直しとの整合を保ち、今年度中に次年度以降の活動計画を検討することとしている。 								
スケジュール	<p>～R3.9 福祉部健康子ども部課長会議・行政経営戦略会議(方向性決定)</p> <p>R3.11 地域福祉計画策定等委員会・福祉部健康子ども部課長会議(一部見直し案審議)</p> <p>R3.12 パブリックコメント</p> <p>R4.2 地域福祉計画策定等委員会(最終案)</p> <p>R4.3 福祉部健康子ども部課長会議(最終案)</p> <p>R4.4 議会全員協議会、広報・HP周知</p>								
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無			報道発表	無			
	議会説明	有	議員全員協議会(R4.4月)		広報・HP等	有	広報・HP(R4.5月)		
	市民参加	有	審議会(～R4.3月)、パブリックコメント(R3.12月)						
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非	() まで						
	関係法令等	社会福祉法第106条、第107条							
参考情報	関係課	社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育課、健康課、保険年金課							
	事業費	千円 (うち特定財源		千円)					
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他

資料

■計画の体系（案）

本計画は、「めざす姿」の実現に向けて、次のような「戦略プラン」と「基本方針」、それらを推進するための「実現に向けて」で構成されています。

「実現に向けて」では、「地域福祉活動計画」と連携するとともに、健康・福祉分野の各個別計画を推進するにあたっての重要なポイントも示しています。



IV 基本方針

健康・福祉分野の基幹計画である本計画では、「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、基本方針を定めます。

この基本方針は、各個別計画で定められる施策を展開していく際の基軸となる考え方であり、次の5つの分野を対象とします。

- 1 健康づくり
- 2 高齢者福祉
- 3 障がい者福祉
- 4 子育て支援
- 5 地域福祉

なお、「1 健康づくり」から「4 子育て支援」については、基本方針に基づき、健康・福祉分野の各個別計画で施策が策定されていますが、「5 地域福祉」の施策については、本計画で「V 地域福祉に関する施策」を掲載しています。

追加 →

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エスディージーズ）(Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 カ国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。
- 「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成 28 年から令和 12 年までの間に達成すべき 17 のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。
- 本計画ではSDGsの目標を関連づけ、市民をはじめ多様な機関・団体等と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



17 のゴール（目標）

①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等さをなくそう ⑪住み続けるまちづくりを ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを知ろう ⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

追加



IV-1 健康づくり

市民一人ひとりが、心身ともに健康で充実した生活を送ることを目指し、まち全体で健康づくりにつながるしくみや社会環境を整え、市民・地域・行政のみんなが互いに協力して健康づくりや、食育、歯科口腔保健の取り組みを推進し「健康寿命」を延ばします。

(1) 生活習慣の改善

正しい食生活や適度な運動、睡眠、飲酒・喫煙などの生活習慣の改善を継続し、望ましい生活習慣獲得のための情報提供や行動化を促す取り組みを充実させます。

また、高齢化が進行し生活習慣病になる市民の増加が予測されるため、健(検)診や、健康相談、生活習慣病予防教室などにより一人ひとりに合わせた情報提供を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防する取り組みを進めます。

(2) こころとからだの健康づくり

幼児期から健康的な生活習慣を身につけられるような情報提供と支援を充実し、成人期と高齢期の健康づくりや介護予防を進めます。また、ストレスに適切に対応するなど、市民の日々の生活が充実したものとなるよう、こころの健康を維持する取り組みを進めます。

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康な生活を営むためには地域での支え合いが重要であるため、地域のつながりを意識した健康づくりに取り組みます。また、休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持し、感染症対策を進めることで市民の健康を守ります。

(4) 食育の推進

食は命と健康、豊かな生活を支える源となるため、食育の重要性を積極的に市民に広め、ライフステージに応じた望ましい食生活や食を通じたコミュニケーションの大切さについて普及啓発を進めます。また、関係機関の協力を得て地産地消を推進し、心にも体にも健康的でおいしい食事がとれるようみんなで取り組みます。

(5) 歯科口腔保健の推進

歯と口腔はおいしく食べるために欠くことのできない役割を担い、会話を楽しみ豊かな表情を作ります。生活習慣病との関係が強いことから正しい歯科口腔保健に関する情報の普及・啓発を行い、セルフケアや定期健診により生涯を通じて食事をおいしく食べ、はつらつとした生活が送れるよう取り組みを進めます。

(6) 自殺対策の推進

(6)
追加

自殺は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」であり「防ぐことのできる死」であることを十分に認識した上で、情報の共有や地域におけるネットワークの構築など「生きることの包括的な支援」に市民と地域、行政などが互いに協力しながらみんなで取り組みます。

追加



IV-2 高齢者福祉

介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保するとともに、要介護状態にならないための介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるしくみづくりを進めます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターが中心となり、地域や各種事業者などとの連携を進めます。その中で、生活支援の体制整備や医療と介護の連携、認知症施策などを行い、元気な状態でも介護が必要な状態でも、切れ目のない支援を行う地域包括ケアシステムの構築を進めることで、いつまでも地域で暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

身近な地域で情報提供や相談、支え合いなどができ、気軽に集える「場」をつくとともに、そうした場を中心に日常生活から災害時までを幅広くカバーしあえる支え合いのしくみづくりを進めます。

(2) 介護予防の充実

幼児期からの健康づくりや介護予防に取り組むほか、成人や高齢期の市民が仕事や趣味、地域活動などを通じて、健康や生きがいを維持・増進することができる「生涯現役社会」の実現を進めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させることにより、より一層の介護予防を推進します。

(3) 地域での生活の継続

市民一人ひとりが、心身の状況や家族の状況などに応じて、自宅での介護や介護施設、高齢者向けの住宅などでの介護により、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努めます。

(4) 持続可能なしくみづくり

地域での支え合い、介護予防、有効な介護サービスの利用により、個人・社会の費用負担を抑制する一方、地域における就業の場としての医療・介護、生活支援サービス事業の育成、地域での支え合いのしくみづくりなどを通じて、持続可能な高齢者福祉体制の構築を進めます。

IV-3 障がい者福祉



障害者基本法の理念を基にしながら、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域の実現を目指します。

(1) 地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、相談・情報提供体制の強化、権利擁護や障がい福祉サービスの拡充、支援施設の整備など、障がいの種別や程度などに応じた地域生活基盤の充実を目指します。

また、障がいがあっても健康に暮らせる、また病気の時にも適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

(2) 社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい児の保育・教育体制の整備・充実、障がいの種類や程度に応じた就労の支援・促進、その他様々な社会活動・地域活動への参加を進めます。

(3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め理解を深め、支えあいの社会づくりを進めます。

また、障がいがあっても気軽に外出ができるよう、すべての人にやさしい、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

さらに、災害時の円滑な避難誘導體制の構築など、地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯体制の整備を進めます。

追加 →

IV-4 子育て支援



妊娠・出産から子育てまで切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、子どもたちの安全確保、居場所づくり、障がいのある子どもやひとり親家庭などの子どもにあった配慮なども含めて、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目指します。

(1) 母子の健康の保持・増進

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開するとともに、子どもの生涯にわたる健康づくりに向けた健康教育の充実を目指します。また、子どもたちが適切な医療を受けられる体制づくりを進めます。

(2) 地域における子育ての支援

子育てにおける専門的な知識をもった人材の活用や、子育てに配慮した施設整備の促進などにより、子育て支援を推進するとともに、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を目指します。

また、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進め、子育て家庭どうしや、子育て家庭と地域との交流を促進し、地域ぐるみでの子育て支援の実施を目指します。

(3) 心身の健やかな成長への環境整備

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保だけでなく、子ども自身の相談、発達に関する悩み等に対応するため連携を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できる働きやすい環境づくりのための意識啓発等を行うとともに、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を進めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域環境の整備と防犯意識の啓発を図るほか、公共施設のバリアフリー化を推進します。

(6) きめ細やかな支援の取り組みの推進

障がいのある子の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援と虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。

追加

IV-5 地域福祉



すべての市民が、地域社会を構成する一員として、ともに支えあう関係づくりを進めるとともに、福祉サービスを必要とする市民が適切なサービスを受けられるしくみづくりを目指します。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

地域での見守りや相談体制を充実させるとともに、わかりやすい情報提供などを通じて、地域の中で孤立することなく、市民一人ひとりが、サービスが必要な場合には速やかに適切なサービスを受けられるしくみづくりを進めます。

(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進

地域において必要となる様々な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業者の参入を促進するとともに、地域住民や市民団体等によるサービス提供の取り組みに対する支援を行います。

(3) 地域福祉への市民参加の促進

市民が、教育や生涯学習、その他の日常生活の中で福祉の意識を高め、主体的な地域社会の構成員として、すべての市民が支えられ、支えあう関係の構築を目指し、福祉教育や福祉学習、あらゆる機会を捉えて人材の育成などを進めます。

(4) 避難行動要支援者に対する支援

災害時において何らかの支援が必要な市民を的確に把握するとともに、地域で訓練等を実施することで、災害時に円滑な援護活動が行われる体制づくりを進めます。

(5) 生活困窮者に対する支援

多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」で支援の手が差し伸べられていない生活困窮者に対し、関連機関や地域などと連携することで、必要な支援が届けられるしくみづくりを進めます。

(6) 包括的な支援体制づくり

追加

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する属性や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制づくりを進めます。